

「清酒」と「日本酒」について

「清酒」(Sake)とは、海外産も含め、米、米こうじ及び水を主な原料として発酵させてこしたものを広く言います。

「清酒」のうち、「日本酒」(Nihonshu / Japanese Sake)とは、原料の米に日本産米を用い、日本国内で醸造したもののみを言い、こうした「日本酒」という呼称は地理的表示(GI)として保護されています。

- 「日本酒」は、秋に収穫された米を用いて、気温が低く雑菌が増殖しにくい冬に製造し、春から夏にかけて貯蔵・熟成させ出荷するなど、日本の明確な四季と結びつき発展してきた酒類です。貴重な米から製造される特別な飲料として、伝統的に国民生活・文化に深く根付いてきました。
- このような歴史的・文化的背景等を根拠として、国税庁は、日本が長年育んできた日本酒の価値を保全していくため、平成27年12月に地理的表示として「日本酒」を指定・保護しています。
海外産米を用い、又は海外で醸造した「清酒」は「日本酒」とは言いません(「日本酒」と表示できません)。
- 地理的表示「日本酒」については、海外でも保護されるよう国際交渉等を通じて働きかけを行っています。

【地理的表示(GI:Geographical Indication)とは】

地理的表示は、W T Oの協定が定める知的財産権の一つであり、特定の産地ならではの酒類の特性(品質等)が確立されている場合に、当該産地内で生産され、一定の生産基準を満たした商品だけが、その産地名を独占的に名乗ることができる制度です。

- ※ 日EU・EPA(平成31年2月発効)により、EUは「日本酒」を地理的表示として保護しています。
また、日米貿易協定(令和2年1月発効)において、米国は「日本酒」の表示の保護に向けた検討手続きを進めることを約束しています。

(注)「清酒」は、「酒税法(昭和28年法律第6号)」により、原料や製法が定義されている。
「日本酒」は、「酒類業組合法(昭和28年法律第7号)」に基づく「酒類の地理的表示に関する表示基準(平成27年10月国税庁告示第19号)」により、地理的表示として保護されている。

